

子代と名代について

—— 古代宮廷領有民の諸形態 ——

平 野 邦 雄

(1) 学説の批判

古代の文献にあらわれる子代(こしろ)、御名代(みなしろ)は、子代のばあいも、文献によっては、御子代・皇子代(みこしろ)と記しているが、この論文では、いずれも「御」の字を省いて、子代、名代と表記することとした。その理由はあとでのべるつもりである。

いままでのごく普通の見解は、子代、名代は、ともに宮廷の支配下にある民で、天皇や皇族の名、またはそれにゆかりのある名称を負い、皇族が領有し、または天皇や宮廷の支配下にあつて、これに租税を貢納し、徭役にもしたがったが、おなじ宮廷の部民でも、宮廷に出仕し、または生産品を貢納した職業的部民とはことなつて、村落生活をいとなむ一般の農民であつたと考えるのである。⁽¹⁾しかし、子代や名代は、5世紀より7世紀にいたる長い期間に、いくたの段階をへて、多様な展開をとげたのであるから、このような定義だけでは、その実体は一向にあきらかにならないばかりか、学界においては、子代と名代の区別すら、まだはっきりとしないのが現状である。

この問題について、本論が必要とする論文、すなわち津田左右吉、井上光貞、関見三氏のそれからまずみてゆきたい。

津田左右吉氏は、⁽²⁾子代、名代について、比較的信頼できる大化2年の皇太子奏などを基準として出発される。すなわち大化当時、子代は臣連伴造らの所有には歸していたが、昔はやはり天皇が皇族らのために設定し、しかも「入部」とあるとおり、租税を徴収するためにおいた農民であつた。子代とは、皇子のないための代償ではなく、現に存在する皇子のために、とくに設けた民という意味にはかならぬ。これらの諸条件をみたまふのといへば、「壬生之民」しかない。つまり壬

生、乳部は、いずれも美父(みぶ)で、皇子の生れたとき、天皇が養育料として設けたもので、普通名詞にすぎず、名代のように、天皇や皇族の名と関係なく、たんに「壬生部」(部とよばれるまゝは「壬生之民」といわれた。要するに、子代は名と関係なく、したがつて名代ではない。壬生部にほかならぬ。

これにたいし、名代は大化の当時における皇族の私有民で、王名をもってよばれていたのは事実であり、大化直前まで、ひきつづき設定されていたろう。しかし、古事記に、名代として設定記事のある武烈天皇以前のもは、子代としばしば混同され、子のないために置かれたとか、また子がないので天皇や皇族の名を伝える必要があつたとかいわれるが、実際は、子の有無に関係なく、またそこにいわれる名も、皇居や郷里の地名などが多く、名を伝える意味をほとんどもたないから、真実性はきわめて疑わしい。おそらくそれらは、書紀編纂の当時、たとえば天武紀に、名代の管理者にあたる伴造の家が列記されているが、おそらくかれらの支配下にあつた部のうち、かつての皇居の所在地や、皇族の住所、郷里の地名にあたるらしいものをひろい出して、その天皇や皇族に附会したのにすぎぬ。名と関係ない「壬生部」を名代といったこと自体、すでにおかしいではないかとするのである。

また、舎人部、靱負部……などの部は、子代、名代が皇族の私有民=べであるのとことなり、朝廷に属し、朝廷に勤仕する伴=トモを主とする。つまり、前者が、一定の居住地における私有民であるとすれば、後者は、朝廷のトネリらが、その出身地によって、それぞれ特殊な集団をなし、かれらを出す習慣のある地方の村落を、一団体として「某部」とよんだものにほかならず、別物であるとす。

津田説をよく整理すると、このようになるであろう。このうち、子代に関する部分は明快であり、学説としてすぐれていると思われるが、名代の部分は、いささか難解である。また舎人部……などをこれらから分離し、子代、名代とは別物であるとするのが特徴である。

さて、子代の定義は、津田説の通りであるとおもわれるが、何を具体的に子代にあてるかには問題がある。大化の「子代入部」をのぞくと、「子代」の語は、古事記に二例しかなく、他は旧事記と姓氏録に、「皇子代」が各一例あるのみであるが、津田説によると、これらは子代の実例とするに足りぬ。津田説のたてまえからすれば、武烈天皇以前に、名代とされたイザホワケの「壬生部」、タヂヒミヅハワケの「蝦部」、シラガノミコの「白髪部」……などが、皇子の養育料としての子代にあたるはずである。ここにいう「壬生部」は、推古天皇が太子のために設けたという「壬生部」に相当し、「蝦部」も、「湯沐」といわれ、おなじく名代の「八田部」も、「皇子代」といわれた例がある。しかし、津田説は、武烈以前の名代をみとめない。よって大化前の子代の具体例を、津田説はもちえないことになるのである。

もちろん武烈以前に、子代に后妃や皇子の名が一般に附されていたとは考えがたく、たしかに「壬生之民」、「乳父」、「湯坐」などとよばれていたであろうが、その後の一定の時期に、部に名を附してよぶ習慣が成立したからこそ、古事記はこれらの子代を名代と誤認したと考えることもでき、津田説にもかかわらず、武烈以前の蝦部（丹比部）、藤原部、白髪部、穴穂部（孔王部）……などの実在性は否定できまい。具体的な分布状況からみても、それらがけっして津田説のように、天武朝の同姓の管理氏族の私有民に附会したものだとは解せられないのである。それらはやはり一定の時期に、一定の地方に、皇室によって設定された領有民と解するほかはないとおもう。またそれらが、ほとんど皇居や住居や郷里の名をもってよばれたとするのも誤認で、多くは后妃や皇子の名を冠している。とすれば、古事記が名代と

しているもののなかに、津田氏のいわれる子代、すなわち、その名にあたる后妃や皇子がかつて領有していた養育料としての壬生部があったのではないか。

つぎに名代が子代、つまり壬生部と同一物でないのは当然であるが、津田氏は、舎人部、靱負部……などをも、これと区別される。しかし、また名代は、大化当時に、皇族の私有民であり、大化直前までひきつづき設定されていたとされ、その反面、武烈以前の名代は否定されるのであるから、安閑よりあとを問題にするとすれば、この間に、記紀ともに名代を設けたという記事はなく、存在するのは、屯倉と田部をのぞけば、舎人部、靱負部……の類のみであるから、これらをさらに除けば、津田説の実体はなくなってしまうのである。

少なくとも津田説には、舎人部以下にたいする誤解がある。第一に、「某舎人部」または「某部舎人」とあるこの「某」という名の部分、たとえば檜隈、金刺、匂などは、トネリらの出身地名をさし、トネリらを出した地方村落の一团に、その地名を附してよんだのだとされるのはあたらぬ。この名こそ、トネリらの奉仕した宮号である。また白髪、小泊瀬、丹比などのばあいは、いかなる意味でも地名でなく、奉仕した天皇の名とみねばならぬ。とすればこの部こそ、天皇、皇族の名を付した名代である可能性はのこされる。第二に、この部も子代、名代とおなじ農民としての部であることだ。それらは、トネリ、ユゲヒなどのトモ自体ではなく、このトモの資養のため設けられたべであると解さねばならぬ。この点でも、この種の部が名代である可能性はつよい。そして関氏はまさしくこの舎人部、靱負部……などをこそ「名代」とであるとされるのである。

井上光貞氏は、⁽³⁾ 子代、名代はともに天皇や皇族の領有民で、一般に諸国の国造の民を割取って設けられ、主家に貢納する農民＝べであることに変わりはないが、そのうち、部の管理者つまり地方の国造が、その一族のものを宮廷に奉仕するトネリ、ユゲヒ、カシハデなどの官人＝トモとして、中央に差出す義務をもつばあひ、これを名代

のなかで、とくに子代とよんだ。なぜなら、前者は皇族の私有民で、皇族の名を付される故に名代であるが、後者は私有民でなく、宮廷に奉仕する豪族の一族をさすのであるから、子代と称すべく、この関係はそのまま、大化において、皇子らの私有する「御名入部」、かつて天皇の置いた「子代入部」という概念に通ずるとされるのである。

井上氏の部民研究の卓越さについては、いまさらふれる必要はないが、賢明にも、子代、名代の区分については、あまり多くふれず、いささか控え目な態度を堅持され、結論を保留しておられるようである。それにしても、上記の範囲での井上説の弱点は、舎人部以下を逆に子代と規定したことである。もしそれらが宮廷に奉仕するトモであるならば、「子代」とよぶ意味がなく、また私有民ではないから、大化に廃止の対象になることはありえないであろう。そこで井上氏は、舎人部のうち、蝦部、白髪部などは、皇子名を冠し、すでに皇子のときに設立されていたことを子代の理由とされた。しかし皇子のときの設立ではあっても、津田説のいう壬生部などではありえないのであるし、まして皇子のときの設立でなく、宮廷において、はじめて設けられたものが多いのだから、いずれにしても子代説は成立しがたいとおもう。もちろん、この構想のうち、皇子のために設定された子代＝壬生部のうちには、皇子の即位後、宮廷において再編され、名代となり、舎人部、靱負部……などに分化したものと解される点があるとすれば興味ぶかい。井上氏は、津田説を否定し、某舎人部……などの「某」は、天皇名や宮号を示すと指摘されたのであるから、これらこそ「名代」である可能性がたつとよく、しかもこの種の名代は豪族の一族をもって構成されたのではなく、むしろその下の農民の部を主体としたことは先にのべたとおりであるから、この点でも、子代を名代から分ける理由はない。むしろ井上説での子代と名代の地位は逆になるとおもう。

問題は、津田、井上両説が、大化の「御名入部」と「子代入部」を、ただちに「名代」と「子代」におきかえ、この区分を連続的に5、6世紀まで

遡らせるところに混乱が生ずるのであろう。この点で、大化のそれと、5、6世紀のそれが異なる存在であることを指摘されたのが関氏である。

関見氏の最近の論文は⁽⁴⁾、あらゆる点でこれまでの説に批判的である。順序にしたがってみてゆくと、まず名代とは、関氏によれば、天皇、皇族の名や宮号を付して、地方の各地に分散設置された農民で、仁徳天皇よりのちは、ほとんど天皇の代ごとにおかれたが、仁徳より雄略までの「某部」と、雄略より崇峻におよぶ「某舎人部」……とは性格にちがいはなく、前者でも、たとえば允恭后 オサカオホナカツヒメの名代の「刑部」には、そのうち「刑部靱負」という人名がみえ、仁徳皇子タヂヒミツハワケの名代の丹比部にも、そのうち「丹比靱負」や「膳部」の例が知られる。おなじように後者でも、白髪部舎人……などは、「三種白髪部」とよばれ、まとめて「白髪部」とよばれていたことがわかる。したがって、「名代」とはすべて、宮廷に出仕するトネリ、カシハデ、ユゲヒなどのトモの資養にあてる農民のべであり、天皇や后妃、皇子らの私的な財産とはいえず、またその子孫に相続されたものでもない。すなわち前者は一応后妃や皇子にあてられたものであるが、やはり宮廷内でのその地位にあてられたもので、宮廷全体の有に帰した。だから歴代の宮廷にうけつがれ、大伴、佐伯らの伴造氏族の管理のもとにおかれ、むしろこれらの氏と主従関係をむすんだ。特定の天皇、皇族の支配下におかれたわけではない。

このようにみると、6世紀末以後、あらたに設定された私部（きさきべ＝后妃の部民）、壬生部（みぶべ＝皇子の部民）も、本質的にはおなじである。キサキベは、后妃のうちでとくに皇后の地位に属し、ミブベは、皇子のうちの大兄とよばれる皇位継承予定者の地位に附属した。このころ皇后、太子の地位が確立されたため、あらたに設けられたのであるが、その本質は、やはり宮廷に所属し、舎人部、靱負部……などに分化していたのであろうとするものである。

さて、この関氏の説であきらかになったのは名代の性格である。舎人部以下こそ、まさしく名代

であり、けっして特定の皇族の私有民でなく、宮廷に属し、歴代にうけつがれた。名代とは、天皇の名を付する意味で、記紀のいうように、やはり「御名を後世に残すためのもの」という観念があったのであろうとする点は、津田、井上二氏の説との大きなちがいであり、記紀の記事によく即することからも、信頼性のある所論といえよう。かつての私説ともほとんど一致するのである。

しかし、関説が、雄略以前の「某部」と、それ以後の「某舍人部」などを同性格のものとし、また敏達以後の「私部」、「壬生部」をも、これと区別しないで、すべてを名代として一括することには問題がのこる。わたしは、この三者のあいだには、あきらかな発展があり、もっぱら后妃や皇子が領有したと記される「某部」と、天皇や宮廷に所属したとある「某舍人部」などを、史料の差を無視して同一に論ずるのはむづかしいとおもう⁵⁾。これは「私部」、「壬生部」についてもいう。いずれ本論でのべるが、むしろ関説が、すべてを名代とせざるをえなかったのは、子代を通説に反して特殊な存在とし、上記の三者とは無縁のものとしたからである。

すなわち、関説によれば、大化にいたって、書紀ははじめて「御名入部」、「子代入部」の語を用いるが、前者は、あきらかに皇子らの現に私有する部であり、個人の財産であるから、もと宮廷に属した「名代」とは別のものをさす。おそらく、6世紀以後になって、現存する皇子のためにあてられた屯倉の田部をさすのではないか。後者も、天皇がかつて皇族の私領民としておいたゆえに、豪族の横領するところとなったので、これまた屯倉の田部のことであろう。とすれば、「名代」と区別して、「子代」と表現されたのは、実はこの田部であろう。しかもこの二つをともに「入部」と称したのは、イルベとよまれ、特定のものに入れた部、すなわち生活の資として皇族にあてた部と解しうる。「名代」がすべて宮廷の管理下にあり、官人＝トモの資養にあてられた部であるのと比べれば、あきらかなちがいがあるのである。

関氏が、大化の「入部」を、5、6世紀の「子

代」、「名代」と異なる段階のものとされたのは、すぐれた見解であるが、それに比べると、それまでの「名代」を、長期間あまりにも変化なく、同性格のものとされたことは不思議におもわれる。また、この反対に、段階が異るとはいっても、大化の入部にも、「御名」、「子代」の文字が依然使われていることは、これを5、6世紀の「御名代」、「子代」となら脈絡のない屯倉の田部と断定することをも許しそうにもない。この皇太子奏によると、「子代入部」は、かつて天皇が皇子らのために置いた「入部」という意味で、もはやその領有はとだえているが、「御名入部」は、現に皇子がみずからの名を付して領有している「入部」をさしている。そこには、あきらかな時代の旧新が対称されており、前者は、「子代」の文字を用いることからしても、おもに雄略以前に、皇子のためにおかれた子代としての壬生部を、後者は「御名」とあって、「名代」とややずれがあるから、雄略以後設けられた宮廷の「舍人部」以下をさすのではなく、おそらく推古朝の「壬生部」の設定にみられるように、やはり一般の皇子のために、その王名を付した壬生部が設けられていたと考えうるのであろう。この点ではやはりかつての「子代」、「名代」と通ずるものがあるのであり、しかも「入部」の字でしめくくっているのは、ニフベ、ミブベとよまれ、壬生部、乳部とおなじとするのが適当であると理解できよう。以上の諸点は、改めて後述するが、いずれにしても、この二つを田部と理解することはむづかしいとおもう。とくに「子代」についてはそうである。

しかし、関説の背後には、もう一つ、子代は名代と併列される存在ではありえないとする理解が横たわっている。すなわち、名代はすべて「御名代」（みなしろ）で、けっして「名代」と略記されないのに、子代はそのまま「子代」（こしろ）と記されるから、子代の「子」とは「御子」（みこ＝皇子）ではありえない。よって名代が「御名」、つまり天皇、后妃、皇子らの名の付される客体＝代（しろ）をさすのに、子代は「御子」、つまり皇子のための養育料＝代（しろ）をさすとすは思われぬとするのである。

しかし、古事記はたしかに「御子」と「子」を厳格にわけて、皇子はかならず「御子」とかき、神や皇子の子は、たんに「子」と記しているが、むしろそれだからこそ、子代についてもイトシワケ王のばあいは、

因無子、為子代 定伊登志部

とするのに、武烈天皇のばあいは、

無太子 故為御子代 定小長谷部

とかきわけたのである。そして、古事記に子代と明記した例はこの二つしかない。そのうち皇子にたいしては「御子代」と記したことがわかるであろう。このほかに子代を明記した例は、播磨風土記に、越部里の郷名を「皇子代里」とし、この三宅をたてた人物を「皇子代君」としたとあるもの、神皇本紀に八田部皇女に「皇子」のないため、「皇子代」を定めたとあるものの二つしかないが、ここでもみな、「皇子代」（みこしろ）と明記しているのである。

これが日本書紀になると、「御子」と「子」の区別は明らかでなくなる。たとえば、「伝国之機、立子為貴」（武烈紀）、「天皇恨無子」（清寧紀）というように、子代を定めるばあいの記事にしても、「皇子」をたんに「子」と称している。しかも、古事記は、このばあいに「天皇無皇后、亦無皇子（みこ）」（清寧卷）と明記しているのだから、そのちがいは一層あきらかである。よって書紀が大化にいたって、はじめて「御名入部」、「子代入部」の文字を用いたからといって、「御名」にたいして、一方の「子代」が皇子（御子）のための料を意味しないという証拠にはならない。そればかりか、他史料の正確な表記法では、「御子代」（皇子代）、つまり皇子の料の意味に解されているのである。そのうえ、子代には皇子や王の子の有するものもありえた。「御子代」とはかぎらないのであるから、これらを包括して「子代」とよんでも不思議ではない。用字法はあまりあてにならないとおもう。

以上の諸学説を通じていえることは、津田説は「子代」に妥当性があり、関説は「名代」にとるべき多くの説があるということになる。このほかにも関係論文はあるが、⁽⁶⁾ さしあたって、自説

をのべるとことしたい。⁽⁷⁾

- (1) すでに古典的な著書に属するが、坂本太郎『大化改新の研究』138～140頁に、もっとも標準的な解釈がみられる。学界としては、子代、名代に関するかぎりは、その当時よりいちじるしく進歩したとはいえないとおもう。
- (2) 津田左右吉『日本上代史の研究』「第3章、子代・名代の部」518～575頁
- (3) 井上光貞『日本古代史の諸問題』「部民の研究」32～43頁、64～75頁、「大和国家の軍事的基礎」107～134頁、『大化改新』37～39頁、この二書のあいだには、説の発展がみとめられる。
- (4) 関見「大化前代における皇室私有民」（『日本経済史大系1』古代所収）
- (5) 井上辰雄氏は基本的に拙論とおなじ疑問をもっておられるようである。関説への批評（『日本歴史』213号）において、たとえば、刑部がおかれたとき、同時に舍人・膳部・鞠負などの区別はなく、6世紀に、対鮮問題の悪化に応じて、それが再編され、刑部鞠負のごとき、軍事的部民となったとされる。賛成である。
- (6) これらの諸論のほかにも、原島礼二「名代、子代の概念についての一解釈」（『日本歴史』141号）、庄司浩「御子代、御名代について」（『立正大学文学部論叢』8号）があり、また岸俊男「光明立后の史的意義」（『ヒストリア』20号）、さいきんの弥永貞三「大化以前の大土地所有」（『日本経済史大系1』古代）も、名代、子代にふかい関係をもつ論考であるのはいうまでもない。
- (7) 本論は、すでに平野「大化前代の社会構造」（『岩波講座日本歴史』2、古代2所収）、「日本古代における氏の成立とその構造」（『古代学』12巻1号）でふれた名代・子代に関する基本的な構想のうえに立っている。

(2) その記事の信憑性

名代、子代についての記紀の記事のうち、応神、仁徳以前は信ずるに足りないことは、一見あきらかで、それは帝紀の成立とかわりがあるであろう。

武田祐吉氏は、⁽¹⁾ 書紀よりいっそう帝紀の原形にちかいかとおもわれる古事記の歴代御記を分析し、帝紀の内容をなしていた主要な項目のうちに、子代、名代の設定の記事をかかげ、その記事

は、后妃、皇子の説明部分に入っているばあいと、天皇の代の事蹟としてあげられているもの、すなわち天皇が后妃や皇子のためにみずから定めたとされているものの二つにわかれ、その間の変化が、実は応神、仁徳巻より生じていることを指摘された。それはともかくとして、子代、名代が帝紀に記されていたとすれば、6世紀の原帝紀は、応神朝よりはじまり、それ以前は7世紀以後の追加と考えられるのであるから、子代、名代もまた応神以前は信をおきがたいことになるであろう。

まず、古事記垂仁巻をみると、

a. 皇子ホムツワケが皇后サホビメから生れたとき、皇后は兄サホビコの叛に坐して自経したが、そのとき皇子を天皇に托し、

取御母 定大湯坐若湯坐 宜日足奉

と願ったという。つまり、あらたに母（または乳母）を定め、湯坐を設けて養育することで、皇子の養育にさいし、母と湯坐が一体としてあつかわれたことがわかる。湯坐はのちの壬生、乳部とおなじものと観念されていたのであろう。

b. このホムツワケ皇子が成人すると、物をいわぬことがあきらかとなり、そのため出雲大神のもとにつかわしたが、その途中で

每到坐地 定品遅部

とあって、ホムツワケのためのホムチベを設けたことになり、これについて、

c. 皇子がものを言えたので、天皇はよろこび、出雲の神宮を造らしめ、また、

因其御子 定鳥取部 鳥甘部 品遅部 大湯坐 若湯坐

とあって、ここでも、ホムチベとユエがならび置かれたことが、繰返される。とすれば、ホムチベは、皇子の養育料たるユエ（ミブ）のうえに、さらに設けられたコシロ（またはナシロ）と観念されていたことになる。

d. おなじ天皇のとき、これと別に、イトシワケ王のために、

因無子而 為子代 定伊登志部

とあり、イトシワケのコシロとして、イトシベが設けられたという。これは a~c のように、現存する皇子のためのものでなく、現存しない皇子に代るべきものとして、コシロが設けられたことを

主張しているのである。

このように、古事記の記事では、おなじ皇子のためのべでありながら、現存する皇子の養育料としてのユエ（ミブ）、成人後の資としてのホムチベ（コシロ）、現存しない皇子に代る記念碑ともいべきイトシベ（コシロまたはナシロ）が混在する。

書紀をみると、イトシベは記されず、ユエも別置されず、ホムチベだけで記事がまとめられ、整合化のすすんだことを語っている。しかし、また他方では、景行皇子ヤマトタケノミコトが死ぬと

因録功名 即定武部

とあって、皇子の死後、その名を記念して設けられる部（コシロまたはナシロ）が加えられた。

要するに、応神以前の記紀のこのような記事の多様性は、その部分の帝紀の成立した7世紀、あるいは記紀の編纂された天武朝ごろの、子代、名代についての観念の混乱をそのまま反映するものであろう。

このほかにも、垂仁巻に、天皇が鳥取河上宮にあるとき、河上部を定めたとあるのは、後代の官号を付した某舎人部などの、いわゆるナシロを模したものであろうし、また景行巻や景行紀によると、天皇が膳大伴部や鞆部を定めたとあるのも、後代のナシロを模したものである。しかも、膳部は上総に、鞆負部は甲斐においたとあるのであるから、6世紀における名代が、ほとんど東国におかれたことを前提にしているわけである。

ともかく、子代、名代の諸原型は、ここに出揃っているといえる。そして、その混乱にもかかわらず、すべては皇子のために設けられたとあり、それが本来の形態であると観念されていたのであろう。ここに雄略以前=5世紀末までの記事との共通性がある。すなわち雄略以前においては、后妃と皇子のために設けた子代がすべてとってよいかからである。

(1) 武田祐吉『古事記研究』1帝紀攷第6「歴代御紀の考察」

(3) 子代と名代の相違

応神、仁徳以後の子代、名代の記事が、原則として原帝紀にのせられていたとすれば、記紀の編

纂時の修飾をのぞけば、その実在性について、かなり信ぜられる時代に入ったことを意味する。別にかかげた子代、名代の一覧表(表I)をみると、記紀ともに、その記事をのせているのは、応神より雄略(または清寧)までの7代(または8代)で、古事記の方がくわしいが、基本的にはまったく記事の性質はおなじである。もちろん、古事記がそれらすべてに「御名代」という語を用いてい

るのに、書紀が一切この語をさけているのは、書紀は大化にいたって、はじめて「子代入部」、「御名代入部」の語を用いるのであるから、この二つの「入部」の概念と、「名代」のそれとの混同を、意識的に避けようとしたのかも知れぬ。すなわち、大化の「入部」と、5, 6世紀の「名代」とは、内容に差のあることを、書紀みずから指摘していることになるであろう。

名代・子代一覧表 (表I)

	書 紀	古 事 記	そ の 他 (風土記・統紀・古文書・姓氏録 など)
垂 仁	菴津部(菴津別皇子)	伊登志部(皇子伊登志和氣王)子代 大湯坐・若湯坐(皇子本牟智和氣) 品選部・大湯坐・若湯坐(皇子本牟 智和氣)	
景 行	膳夫・膳部 武部(皇子倭武尊)	膳大伴部・膳夫	膳部(皇子倭健命)
仁 徳	壬生部(皇子大兄去來穗別) 葛城部(皇后磐之媛)	壬生部(太子伊邪本和氣命=履中) 御名代 葛城部(大后石之日死命)御名代 蝦部(皇子蝦之水歯別命=反正) 御名代 大日下部(皇子大日下王)御名代 若日下部(皇子若日下部王)御名代 八田部(妃八田若郎女)御名代	丹治比部(皇子多治比瑞齒別命) 皇子瑞沐色 矢田部(皇后八田皇女)皇子代
履 中 允 恭	刑部(皇后忍坂大中姫) 藤原部(皇后母弟衣通郎姫・藤原宮)	刑部(大后忍坂之大中津比死命) 御名代 輕部(太子木梨之輕太子)御名代 河部(大后弟田井中比死)御名代	
反 正			蝦部多治比部・丹比部(天皇・河内 丹比柴籬宮)
安 康 雄 略	河上舍人部(天皇・吉野河上小野宮 カ) 大草香部日下部(皇后草香幡被皇女) 對氏 穴穗部(皇兄穴穗皇子=安康)	白髮部(皇太子白髮命=清寧) 御名代 長谷部舍人(天皇・泊瀬朝倉宮) 河瀬舍人	[孔王部]
清 寧	白髮部舍人 〃 膳夫(天皇・白髮武広国押稚 日本根子) 〃 靱負	白髮部(天皇・白髮大倭根子命) 御名代	
仁 賢 武 烈	石上部舍人(天皇・石上広高宮) 小泊瀬舍人(天皇・小泊瀬稚鷦鷯) 代号	小長谷部(天皇・小長谷若雀命) 御子代	
継 体 安 閑	匝布屯倉(太子妃春日皇女)表妃名 屯倉之地 上御野・下御野・上桑原・ 下桑原(皇后春日山田皇女) 小堀田屯倉・毎国田部(妃紗手媛) 桜井屯倉・毎国田部(妃香々媛) 族名絶 難波屯倉・毎郡釧丁(妃宅媛) 勾舍人部 〃 靱部(天皇・勾金槌宮)		播磨越部三宅 皇子代里
宜 化 欽 明			楯隈舍人部(天皇・楯隈瀧入野宮) 金刺舍人部(天皇・磯城島金刺宮)
敏 達	日記部 私部(皇后)		他田部 他田舍人部 〃 日奉部(天皇・訳語田率玉宮)
崇 峻 推 古	壬生部(皇太子)		倉椅部(天皇・倉梯柴垣宮)

ともかく、記紀ともに、この応神～雄略間の記述には、一定の特徴があり、このような部はすべて天皇が、現存する后妃や皇子のために設けたものとし、ほとんど例外はないのである。よって、この期間の部を、かりにA群と名づけよう。

ところが、このあと清寧より推古までの十代は、古事記にはほとんど記事がなく、書紀にのみ記録があり、おそらく帝紀以外の材料から構成したのではないかといわれるが、書紀はここでも、「子代」、「名代」の語は用いていない。そしてその内容には、これまでのものといちじるしいちがいがあつた。そのちがいは、この期間の部が、現存する后妃や皇子のために設けられたのではなく、后妃や皇子の有無にかかわりなく、あるばあいには、それらが存在しないにもかかわらず、天皇や宮廷のもとに組織されたことである。かりに、これらをB群と名づけておこう。

いま、A群、B群と整理して、列挙してみよう。

A 群

- 仁徳 カツラギベ(皇后カツラギノソツビコの女イハノヒメ)
ミブベ(太子イザホワケノミコト)
タヂヒベ(皇子タヂヒノミヅハワケノミコト)
オホクサカベ(皇子オホクサカノミコ)
ワカクサカベ(皇女ワカクサカベノミコ)
ヤタベ(妃ヤタノワキイラツメ)
允恭 オサカベ(皇后オサカノオホナカツヒメ)
カハベ(皇后弟タキノナカツヒメ)
フジハラベ(皇后弟ソトホリノイラツメ)
カルベ(太子キナシカルノミコ)
クサカベ(皇后クサカハタヒメノミコ)
雄略 アナホベ(皇兄アナホノミコ)
シラガベ(太子シラガノミコ)

B 群

- 雄略 カハカミノトネリベ(天皇ヨシノカハカミ宮)

ハツセベノトネリ(天皇ハツセノアサクラ宮)

カハセノトネリ(天皇某宮)

清寧 シラガベノトネリ カシハデ ユゲヒ
(天皇シラガノオホヤマトネコノミコト)

仁賢 イソノカミベノトネリ(天皇イソノカミノヒロタカ宮)

武烈 ヲハツセノトネリ(天皇ヲハツセノワカササギノミコト)

安閑 マガリノトネリベ ユゲヒベ(天皇マガリノカナハシ宮)

宣化 ヒノクマノトネリベ(天皇ヒノクマノイホリヌ宮)

欽明 カナサシノトネリベ(天皇シキシマノカナサシ宮)

敏達 ヲサダノトネリベ ヒマツリベ(天皇ヲサダノサキタマ宮)

崇峻 クラハシベ(天皇クラハシノシバガキ宮)

右のうち、A群はすべて「某部」で、后妃や皇子の「名」と「部」の字からなりたっているが、B群はすべて「某舍人部」、「某靱負部」などで、天皇の「宮号」または「名」と、「部」の字よりなりたっている。そしてA群は后妃や皇子が領有し、B群は天皇や宮廷に所属するとみられる。ただ問題は、一応このような明白な区別がみられるにもかかわらず、その呼称法のなかに、B群においても、トネリ、ユヒゲ、カンハデなどを、総括して「某部」とよぶことがあり、たとえば継体紀に、白髪部舍人・靱負・膳部とあるのを「三種白髪部」とよび、古事記武烈巻に、小泊瀬舍人を「小長谷部」と称した例がある。また逆に、A群においても、刑部について、敏達紀に「火葬北国造刑部靱部」の名があり、蝦部(丹比部)についても、天武紀に「手繼丹比連」、「靱丹比連」という氏の名があり、⁽¹⁾ これがそのまま姓氏録の「禰多治比宿禰」、「靱負多治比宿禰」の説話⁽²⁾ につらなっており、8世紀には、「丹比靱負宿禰」という氏が実在していた。⁽³⁾ だから

A群も、もとからトネリ、ユゲヒ、カシハデなどに分れており、B群も総括して「某部」とよんでいたのではないかといわれるのである。もしそうならば、A・B両群の本質的な区別はないことになる。

しかし、はたしてそれで、記紀にあらわれたA・B両群の明白な対称を解消できるであろうか。少したち入って、この両群の性格を考えてみよう。

1. A群(子代を中心に)

A群の後妃や皇子の領有する「某部」はすでにトネリ、ユゲヒなどに分化しえていたであろうか。とくに后妃のいわば後宮に、トネリ、ユゲヒが所属しえたか。B群をみると、後宮に属するものに、「采女部」が一例みとめられる。そのばあい、後宮に舎人部、靱負部はなく、逆に天皇、宮廷に属するものとしては、「舎人部」など三種のもののみが存在し、采女部はまったく存しない。これは令の規定をみても一目瞭然であり、令では氏女・采女の貢進は、後宮職員令に規定され、女孺・采女のすべては後宮の職員なのである。

これにたいし、舎人、膳部は朝廷の職員であった。ところで、この安閑紀の「春日部采女」とは、贖罪のため、伊勢の湯人イホキベノキコユが、皇后に「采女丁」を献上したのにはじまるといい、この采女丁は、誓紀集解のいうように、⁽⁴⁾ 采女の従丁、従女の類いをさし、いわば仕丁や厮丁にあたるであろう。つまり、伊勢にあった湯坐(ゆゑ)から、従丁(仕丁)を献じ、その資養をも負担したため、この集団を采女部と称したものであろう。この点はかつて述べた。⁽⁵⁾ 大化においても郡司の子女を采女とし、これにたいし百戸の養戸が采女の資養物=庸米を負担したが、このときの従女2人、従丁1人もおそらくこの百戸から出させたのではないか。ともあれ「采女部」はこの「養戸」に相当する。

このように、后妃の「采女部」が采女の従丁、従女と資養物を負担したとすれば、皇子の「壬生部」が仕丁とその資養物を負担したことも十分想定される。そのため、大化においても、皇子らの「入部及所封民」が仕丁を貢進することをみとめ

られたのであろう。大化の仕丁制もまた、1里50戸(編戸数は明白でない)から仕丁と厮丁を貢進し、その資養物をも同時に負担させる規定であった。これらがのちの封戸による仕丁と資養物の貢進制につらなることは明らかである。

ともあれ、大化前の后妃や皇子の領有民から、采女、仕丁を貢進し、同時にこれを資養するという制度は一般にみとめられるが、おなじ領有民から靱負や舎人が貢進されたという痕跡はまったくない。

つぎに、このような采女部や壬生部(入部)にくらべて、宮廷に属する舎人部、靱負部などはかなり性格を異にする。舎人部以下の名代が、トネリ、ユゲヒの従丁(厮丁)とその資養物を貢進したという記載はなく、またトネリ、ユゲヒなどのトモ自体の資養はべがおこなったとしても、その部が同時にトネリ、ユゲヒを貢進したわけではない。すなわち、采女部、壬生部のように、トモとべの一体性はすでに失われているのである。大化以後の舎人、兵衛が独立の官人=トモで、番上官としての俸禄を給されるのみで、厮丁や養戸との関係がすでに失われてしまっているのもそのためであろう。大化前においても、舎人はすでに独立のトモであり、原則として、特定の養戸との関係はなかった。つまり舎人部は、みずから貢進する特定のトモを資養したわけではない。

ここに后妃や皇子の支配下にある采女部や壬生部と、宮廷に直属する舎人部、靱負部などとのちがいがあきらかとなる。後者はすでに財務行政的な性格に転化していたといえるのではないか。

この5世紀におけるA群の後妃や皇子の私領民が舎人部や靱負部と本来無縁のものであったということは、おなじく6世紀末の皇后や太子の「私部」や「壬生部」についても妥当する。敏達紀の「詔置日祀部、私部」、推古紀の「定壬生部」という記事について、これまでの定説は、⁽⁶⁾ 日祀部はこのころ天皇の伊勢奉幣と宮廷内の日神奉仕のための祭官が成立し、その料物を供給するために設定されたものとするか、または伊勢斎宮のため、宮廷のもとに設けられた料民であるとする。私部は、宮廷内において、后妃のうちの皇后の地

位が確立したため、その地位に附属して設けられた料民であり、壬生部は、おなじく宮廷内での皇太子の地位の確立にともない、それに附属する料民として設定されたものという。いずれも宮廷の財産として、歴代に伝領されたといわれるのである。

ところが、この天皇や宮廷に直属する「日記部」には、他田日奉部・日奉舎人部（敏達天皇のヲサタノサキタマ宮）、財日奉部（皇極天皇の名タカラノミコ）などの分化がみとめられ、やはり宮号か天皇名を冠し、某舎人部などが存在するのに、皇后や太子の地位に附属する「私部」、「壬生部」には、そのような名称のものもなければ、舎人部、靱負部などの分化もみとめられない。われわれは「私部靱負」とか、「壬生舎人部」などといった例をまったくきかないのである。つまり、前者はB群に、後者はA群に比定されるであろう。むしろ、後者の私部、壬生部こそ、A群の子代の発展ないしは復活したものとみなすのが妥当である。

もし、A群の子代に、7世紀以後、舎人部、靱負部などの分化がみとめられるとすれば、それは、后妃や皇子の死後、または即位後、その領有形態に変化が生じ、宮廷に附属することによって、B群の名代に准ずる存在に変化したものとみなすはかばかしい。井上説の一部にこの考え方がすでにあらわれているが、⁽⁷⁾ さらにこの点については後述する。

さて、A・B両群のちがいについてさらにいえば、A群が私領民であったということは、それが皇子と、皇子を養育する母方の氏族の管理下におかれたのではないかということだ。おなじ性格の私部や壬生部が、皇后や太子の地位に付属する財産として、宮廷において管理されたのをみれば、私部、壬生部は、A群の発展形態であるとしても、性格的にはよりあたらしく、B群をつくものであることを示し、この点、A群の古い性格が一層あざやかに知られるであろう。

たとえば古事記に、ホムツワケ皇子の生れるにのぞんで、「取御母、定大湯坐、若湯坐、宜日足奉」とあるのは、特定の氏族が後宮に女性を納れ、ま

たは乳母を貢すると同時に、養育料としての湯坐をも定め、皇子を養育することをさすのではないか。天孫本紀によると、応神天皇の代、ヲツナネノミコトは大臣として供奉し、尾治連を賜わったが、その姪3人を天皇に納れ、13人の皇子を生ませた。天皇は詔して、「汝自腹所産十三皇子等、汝率養日足奉耶」といったところ、連はよろこび、自分の子女2人を「壬生部」にあてた。この「民部」の子孫は、いま伊予国に住んでいるとみえる。この説話も、母系の氏族が皇子の養育をひきうけ、「壬生部」を支配したことを示す。高群逸枝氏は、⁽⁸⁾ 后妃は自己の氏族から断絶されず、氏后として氏祭を司どり、氏第を本拠として、子生み、子育てをしたとされ、皇子女が母系の氏の名をその名に負うのは、その故であるとし、用明天皇の裔当麻真人、敏達天皇の裔春日真人の名も、母系の当麻氏や春日氏をうけたもので、皇子が母系に奉ぜられ、そこに起居したため、この現象があらわれたとされた。

比較的あきらかな例でいえば、天武天皇の齋宮において、大海宿祢が「壬生事」を諱しているのは、大海宿祢が天武天皇＝大海人皇子の乳母の家がらであるためとおもわれ、直木孝次郎氏は、⁽⁹⁾ さいぎん、天武天皇の皇子女のうち、高市、磯城、十市など、大和六県の名を負うものが多いのは、大和の県主家の女性を乳母としたためであろうとし、それは、後宮に女性を納れ、皇子女を養育した5、6世紀の遺制であると推定された。大海宿祢もこの母系の氏族として、湯坐（壬生）を管理する風習により、天皇の死後、諱の儀礼をおこなったものであろう。もちろん、それは儀礼であるかぎり、すでに一つの遺制であったとおもう。さらに推古紀に、蘇我馬子が天皇に請うて、

葛城県者元臣之本居地也 故因其県為姓名の理由によって、この県を蘇我氏の「封県」に賜わるよう願っているのは、天皇がこの願いにたいして、

朕則自蘇我出之 大臣亦為朕舅也

と答えたこととふかいかわりがあり、推古天皇の母が稱目の女堅塩媛であって、天皇もまた堅塩媛の葛城家に養育されたことが決定的な要素とな

っているのであろう。すなわち、葛城はおそらく湯坐の地であり、壬生部が定められて、蘇我氏がこれを管理していたのではないか。このような背景のもとに、「臣之本居（うぶすな）」ということばが強調されたのではないだろうか。天皇の皇女であった期間中、葛城の地はむしろ蘇我氏の領有を公認されていたのではないか。そうでなければ、このような唐突な要求は理解できまい。

少し遡ってみよう。允恭紀に、「是日、為皇后、定刑部」とあり、オサカノオホナカツヒメの立后とともに、オサカベを子代と定めたことを記し、それについて所生の皇子女名を列記しているのは、このあとに、「初皇后 随母在家 独遊苑中」とあるだけに、おなじく母家における皇子女の養育と、そのための子代＝壬生部の設定を思わせる。ともかく、刑部は、立后と皇子女の養育にかかわるものであることはまちがいないであろう。仁徳紀の、「為皇后、定葛城部」という記事も、葛城とは仁徳后イハノヒメの出身の氏族名であり、その本拠地の名でもあるから、少なくとも、葛城部が母家にあてられたものであることはいえるであろう。妃ソトホリイラツメにあてられた藤原部にしても、藤原宮という妃の住居に付属したものであり、妃ヤタノワカイラツメのものという八田部にしても、「皇子女」とあるように、いずれも、母家における皇子女の養育料という意味をもったのであろう。また、先にのべた春日部であるが、これはB群に属するものの、后妃の領有する采女部であり、しかも「湯人」の献上したものという点において、A群とちがう性格をもつ。このばあい、カスガベは、安閑天皇の皇后カスガヤマダミコの名代であるため、その名があるが、またこの皇女は春日氏の出身であるから、5世紀にかけ、この氏から多くの后妃を後宮に納れていることをおもえば、カスガベも、ただ皇女一人の領有でなく、高群氏のいわれるように、⁽¹⁰⁾ それ以前から春日氏出身の後妃に付属する財産であったかも知れぬ。たとえば、仁賢皇后のカスガノオホイラツメ皇女も、当然カスガベをあてられていたであろう。とすれば、代々の天皇の母系氏族として、大和添上、添下一円に居住していた春

日氏の管理のもとに、カスガベが存在した可能性はきわめてつよい。したがって、安閑后に湯人の献上したカスガベは、さらにこれに加えたもの、あるいは、子代としてのカスガベに、6世紀以後の分化としての采女部を新設したものとみられよう（この部はさらに後述する）。

もちろんA群にも多くの問題がある。この段階で、皇后や皇太子の地位は確立されたとおもわれぬのに、A群の子代はすべてが皇后や皇太子の地位に付属して設定されたごとく記され、そのうえ皇后と皇太子の部が併存することである。少なくとも、このような点は、6世紀末以後、皇后や太子のため設けられた私部や壬生部がうまく反映しており、その立場からの記事の選択が行われていることはあきらかであろう。しかし、また、これを逆にみると、6世紀末以後の皇后や太子の領有する部と同性質のものみなされていたから、そのような選択が起ったのであり、私部や壬生部の原初的な形態であるとみとめてよいであろう。

さて、后妃、皇子のべの併存であるが、たとえば、允恭后の「刑部」とともに、その所生の太子にも「輕部」があり、仁徳后の「葛城部」とともに、その太子の「壬生部」、または「蝦部」（丹比部）があるといったぐあいである。そして皇子のものも、壬生部はもちろんユエであり、丹比部にしても、皇子ミヅハワケが淡路宮に生れたとき、御湯瓮で生湯をつかったあとで、「定丹比部於諸国 為皇子湯沐邑」とあるとおり、⁽¹¹⁾ 皇子のユエ（壬生部）として定められたことはあきらかである。とすれば、上にのべたこととあわせて、后妃のそれも、皇子のそれも、ともに皇子の養育料として母家にあてられたことになろう。むしろ原初的な形態のもとでは、この両者は一体のものと考えられ、未分化の状態にあったのではないか。それをはっきり分離し、しかも皇后と太子の地位に付属するものとしたのは後補の観念であるとおもう。したがって、A群のなかには、個々にみれば附会されたものもあり、逆に記載にもれたものもあったであろう。このことは、津田説をみとめねばならぬが、総体として壬生部の性格を疑うことはできぬ。

2. B群(名代を中心に)

つぎに、B群を中心に考察しよう。もともと、トネリ、ユゲヒ、カシハデなどのトモが宮廷政治のうえで分化成立するのは、いわゆる百八十部(ももやそのとも)の形成された時期であり、その一々をみると、ほとんど雄略朝すなわち5世紀末に成立したことは、かつて論証したところであり、⁽¹²⁾ さいきん、門脇楨二氏も、ウネメ制の成立を、「5世紀の後半、雄略」朝において所論を展開された。⁽¹³⁾ とすればこのようなトモ制の確立にともなって、宮廷の諸費用を分担するものとして、諸種のべが設定されたとするほかはない。そのばあいのべは、車持部が「天子之百姓」といわれ、秦部や漢部が国郡に安置され、「戸籍」に編貫され、また「調庸」を貢納したとあるように、いわば公民的な存在で、主家はその管理をおこなったにすぎぬことをかつてのべたが、舎人部、靱負部、膳部などのべが、それぞれトモとしての舎人、靱負、膳部などの資養にあてるため設けられたのも、同時であり、またその性格をひとしくする。⁽¹⁴⁾ それらはけって天皇、皇族の私領民ではなく、宮廷に所属する。表Iをみればわかるように、その成立の時期は雄略朝、すなわち5世紀末にある。A群の子代が、葛城、春日、丹比(多治比)氏など、后妃をだす天皇の母系氏族の領有下にあったとおもわれるのに、B群の名代は、関氏のいわれるように、個々の天皇や皇族に属するのではなく、宮廷に属し、したがって大伴、佐伯などの伴造氏族を主家としたのである。とともに、わたしは、氏の名の成立そのものが、5世紀以前の葛城、春日などの氏の段階ではなく、5世紀末以後、上記の百八十部に表徴されるトモノミヤツコトモーベ制に即応する政治体制として成立したことをかつてのべた。⁽¹⁵⁾ 大伴、物部、中臣、忌部以下の氏はまさしく、このような政治体制の所産であるが、葛城、春日などの氏の名もこの段階になって成立したのであろうし、もし「名代」が宮号や王名を負うものとするれば、一般の「民部」が主家たる氏の名を負う時期と軌をおなじくするはずであり、その時期は氏の名の成立以後とせねばならない。すなわちA群の段階

においては、いわゆる「名代」は存在しえないのではないか。「名代」の発生はB群と同時である。その時期もまた雄略朝、つまり5世紀末ごろとおもわれる。ここに大化2年

始王之名々 臣連伴造国造 分其品部 別彼名々

とある記事が存する。そこでは、王の名と臣連伴造の名を部に付することが同時に語られ、このほかにも、「王名」、「王者之号」と、「祖名」、「祖子之名」を部に付することが、対称的に扱われた記事がある。要するに、天皇、皇族の名と、豪族の氏の名を部に付してよぶ風習は、同時に発生したのであろう。このような習慣の発生したのち、かつて后妃や皇子の領有したA群の子代にも名を付することがはじめられ、名代と理解されるようにもなった。本来は、天皇、宮廷に属するB群の名代こそ、真の名代であった。津田氏のいわれるように、A群のものは「壬生之民」「湯坐」などといわれたにすぎまい。

ところで、名代の「舎人部」、「靱負部」……のごときものは、その成立当初から、「部」の字を付されたはずで、もしこれがたんに「舎人」、「靱負」ではトモとの区別はつかない。いうならば名代は、トモノミヤツコトモーベ制の成立に対応し、「部」を固有の属性とした。しかるに、子代の「壬生」や「湯坐」は、ミブやユエとよまれ、おそらく「部」の字をつけられていなかった。津田氏は、もとは「壬生之民」といわれたにすぎまいとされる。これが、「壬生部」とか、とくに大化にあるように「入部」と称されるようになるのは、B群と同時であり、「入部」のごときは、「部」の字を除けばまったく意味をなさないのである。このような対応関係は、豪族の私有民についてもいいうる。もと豪族の私有民は、カキとかカキノタミとよばれ、これが「民部」、とくに「品部」ともよばれるようになったが、「品部」は、もともとシナベ、シナジナノトモの訓ずるほかはなく、このばあいも、「部」の字を除けば、この語は成立しないのである。故に、いわば部民制の成立と名代の成立は、このようなひろい相関々係のなかでとらえるべきものであろう。

- (1) 舊紀天武13年12月条
- (2) 姓氏録河内神別天孫
- (3) 大日本古文書 15 131 頁 丹比靱負嶋万呂, 同
10 372 頁 丹比靱負宿禰真公(『日本古代人名
辞典』第4巻参照)。
- (4) 舊紀集解第11本 安閑天皇紀に, 「采女丁」の
註として, 「孝徳天皇二年紀曰, 采女者從丁一
人, 從女二人, 賦役令曰, 充爾士仕丁采女丁等
食」とある。
- (5) 平野「部に関する若干の修正的研究」(『九州
工大研究報告』人文・社会3号)。
- (6) 日記部についての, 岡田精司「日奉部と神祇官
先行官司」(『歴史学研究』278号)と, 関晃「先
掲論文」とは多少のくいちがいがあるが, 伊勢奉
仕のための, 宮廷の料民である点は変りない。私
部・壬生部については, 岸俊男「先掲論文」の主
張は, ほぼみとめられ, 関氏や弥永氏もそれを継
承されているとおもう。
- (7) 井上光貞「先掲論文」
- (8) 高群逸枝『日本婚姻史』58 頁, 『大日本女性
史』554頁・628 頁
- (9) 直木孝次郎「県主と古代の天皇」(『日本古代
の氏族と天皇』所収)
- (10) 高群逸枝「先掲論文」
- (11) 姓氏録右京神別下 丹比宿禰条
- (12) 第1章 註(6)におなじ
- (13) 門脇禎二『采女』28頁
- (14) 本章 註(5)におなじ
- (15) 第1章 註(6)におなじ

(4) 子代より名代への発展

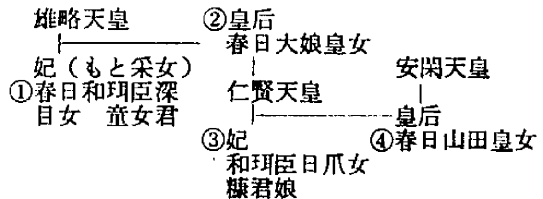
前節までにおいて, A・B両群の性格のちがいをのべた。それでは, このA群はいかにしてB群に移行しうるのであるか。両者の関係を考えてみたい。記紀をよくみると,

a. 雄略天皇が皇太子シラガ太子のために, シラカベを定めたとしながら, その太子が即位して清寧天皇となると, ふたたびシラガベを設けたという記事があり, 舊紀は, この後の方をトネリ, カシハデ, ユゲヒの三種の部にわけている。これは継体紀にもくりかえし確認される記事である。これは, 一方が現存する太子のために, 天皇の設

けた子代=壬生部と考えられるのに, 他方は, その皇子が即位したのち, 設定された名代と考えられ, しかも, それは天皇に皇后と皇子がなかったために設けられたと説明される。このような性格の対称的な記事は, 同一物を誤って二つに分け伝えたものとはしがたい。このばあいのように名代のうち宮号を負うのではなく, 天皇の名を負うものがあるのは, 天皇の宮廷において新設された名代ではなく, 天皇が皇子の時代より伝領したものを再編したものがあつたためではないか。

あたかも, 天武天皇が大海人皇子のとき領有していた「壬生部」が, 天皇の崩後も, 殯宮において, 大海宿禰によって誅されているのは, 領有関係が天皇の即位後もひきつづいていたことを示し, 壬生の誅について, 大舎人, 兵衛, 内命婦, 膳部の誅がおこなわれたのは, トネリ, ユゲヒ, ウネメ, カシハデなど, 即位後に設けられたトモよりまえに, より本源的なものとしてミブ(ユエ)のおかれていたことを示すのである。ミブが天皇によって引きつがれ, 内廷のトモの資養料として拡大再編されることは, 十分に考えうべきことである。

b. 前章でのべたように, 春日氏は5世紀より6世紀にかけ, 多くの天皇に后妃を出し, その后妃のために, 母家において春日部を設定したものであるが, いま必要な婚姻関係のみを, 文献のまま図示すると,



となり, ①~④までの后妃がみとめられる。一方春日姓をみると, 美濃に多いが, また春日部奥麻呂ら3人に武射臣を賜わったように, (1) 上総国武射郡あたりに, もとは設定されたりしく, 上総国夷瀧郡春日部直黒主亮の名もあり, (2) 安閑天皇のとき, 上総伊基(夷瀧)國造が伊基屯倉を春日皇后に献上したのも, (3) そこが春日部の根

拠であったからであろう。このような東国の春日部は、雄略天皇以後の①～③にいたる春日氏によって、ひきつづき設定されたとおもわれるが、このような春日部と、安閑天皇のとき、イホキベノキコユが女ハタヒメを、④の皇后春日山田皇女の「采女丁」に献じたことにはじまるという「春日部采女」とはおのずから別系のものであった。キコユは、「湯人」タケヒコの父であり、伊勢志志郡人という。のち安芸国のイホキベ屯倉を献じたのも彼であるという。おそらく伊勢にあった「湯坐」から采女丁を献じ、その資養をも負担したのであろうが、ここに、それまでの東国の春日部＝子代に加えて、あらたな伊勢の春日部＝名代が、春日氏より出した后妃の配下に編成されたことになろう。と同時に、春日部は春日部采女をその内部に包含するにいたったわけで、あきらかに性格の転化がみとめられる。

c. 雄略天皇の設けたという穴穂部（孔王部）は、前代の安康天皇＝アナホノミコのために、つぎの雄略天皇が設定したかのごとくである。前代の名代を、次代に設定するということは、考えるであろうか。この安康、雄略両天皇の間柄をみると、2人はともに允恭天皇の皇子で、同母兄弟にあたる。宋書の 濟—^興武^武の系譜にも相当し、ほぼ信ぜられるであろう。ところで允恭天皇は、後に刑部を、太子に輕部を定めたとあるが、安康については何ら言及されていない。安康は同母兄の太子輕を殺して即位するが、あるいはこのとき、輕部を没収するなりして、穴穂部をみずから定めたのかもしれない、父允恭がすでに定めていたのかもしれない。ともあれ安康は即位後、ふたたびオホクサカノミコを殺し、そのためマユワノキミに殺されてしまう。雄略はこのマユワノキミを殺し、さらに安康が履中皇子イケベノオシイハノミコを太子とし、自分をさしおいて国事を伝えようとしたのを恨み、この太子をも射殺して即位したというのである。このような皇位継承の血なまぐさい経過からすれば、兄の安康のため、弟の雄略が名代を設定したという解釈はあたるまい。むしろ、雄略朝の穴穂部（孔王部）設定の記事は、前代の安康の名代を接收し、あらたに再編したもの

といえるのではないか。そこに子代の継承関係をみたいのである。

d. おなじく雄略の皇后クサカハタヒヒメの兄オホクサカノミコが、安康によって殺されたとき、皇后はその使者となった根使主を雄略に訴えて殺した。そのあと、根使主の子孫を二分し、一を「大草香部民」として、皇后に封じ、オホクサカの従者難波吉士の子孫を「大草香吉士」としたとみえる。つまりこの部民の統率者とした意味であろう。このオホクサカとクサカハタヒ（またの名ワカクサカ）の二人は、ともに仁徳天皇の皇子女で、仁徳巻によれば、仁徳天皇は二人のために、「大日下部」と「若日下部」を設定したという。しかし、この「大」と「若」にわけた説話はあてにならず、津田説も否定的で、そのような氏の名をもつものも皆無であり、「日下部」の起源説話として構成されたのであろう。難波吉士を賜わったという「大草香吉士」にしても、天武紀には、「草香部吉士」とあり、このときあらたに難波連を賜わっているし、摂津武庫郡大領日下部宿祢、東生郡擬少領、副擬少領日下部忌寸などの例も、すべて「日下部」であり、⁽⁴⁾ このあたりに住んだ帰化系氏族らしくおもわれる。いずれにせよ「日下部」が正しいであろう。そうすれば、日下部は、説話の状況からしても、雄略天皇のとき、皇后の「封民」として新設されたのでなく、すくなくともかつて皇后が皇女としてあるとき所有していた子代に、あらたに罪人の子孫を編入したという説話であろう。日下部は雄略以前に設定され、この宮廷に継承されたものとみられる。

e. このようにみると、允恭後の「刑部」や、仁徳皇子の「丹比部」が、刑部靱負や丹比靱負に分化するにいたったのも、もともと后妃や皇子の子代に、靱負など存在するはずはないとすれば、后妃や皇子の死後、または即位後、あらたに宮廷に継承されて、はじめてそのような分化をとげたものとせねばならぬ。細かくみると、皇子タヂヒミツハワケの「湯沐」であったという蝦部（丹比部）と、反正天皇の河内のタヂヒシバガキノミヤの「名代」としての丹比靱負や禰多治比などは、姓氏録においても伝承を異にしており、一応の区

分があったのではないかとおもわれる⁽⁵⁾ もちろ
んそこに継承発展の関係があるのであるから、共
通性もあり、管理氏族も互いに同祖伝承をもつに
いたっているが、⁽⁶⁾ 部民そのものには、いささ
か区分がのこっており、蛭部は摂津神別に属し、
ホノアカルノミコトの後の蛭王部犬手を祖とす
るとされるのに、丹比部は和泉皇別で、トヨキイリ
ヒコノミコトの後とされ、出自をことにする。⁽⁷⁾
しかも、「蛭王部」は、一本に「蛭壬部」とあり、
壬生部である可能性もつよい。蛭部系の分布
は、出雲5、山背4、越中4、備中1などにみと
められるが、多治比部・丹比部系は、常陸3、相模
1、越中1などで、両系の分布は少例ながら、か
なりくいちがう。⁽⁸⁾ 丹比部系は東国に多く、丹
比朝負氏の一人は上総少目、膳部となった丹比
新家連氏の一人は尾張史生に任ぜられているの
も、⁽⁹⁾ 同じ傾向を示すものとして参考になる。

雄略朝以後の名代が、決定的に東国に分布するに
いたった事情をみれば、壬生部としての蛭部が、
宮廷に継承され、名代としての丹比部に再編拡
充されたものとの見方はすてきれないとおもう。
これは、bの春日部と春日部采女との関係にも似
ている。

f. 仁徳皇子イザホワケの「壬生部」と、太子
が即位し、履中天皇となってから、イハレノワカ
ザクラ宮で設定したという「伊波礼部」との関係
も、これと似たものではないか。そして、この
「伊波礼部」あるいは「稚桜部」について、履中
天皇は、膳臣に稚桜部臣の姓を賜わったとあるよ
うに、⁽¹⁰⁾ 膳氏の統制下にのち入ったらしくみえ
る。ここにも、壬生部(子代)より膳部(名代)への
発展が、原理的に投影されているのではないか。

表Ⅰに、A・B両群の分布のちがいを示した。
もちろん、数字自体にさしたる意味はないが、

名代・子代分布表(表Ⅱ)

		西海	山陽 (備前・美作以西)	山陰 (但馬以西)	畿内・近国 (近江・伊勢・若狭・丹波・紀伊をふくむ)	北陸	南海 (阿波以西)	東海 (尾張以東)	東山 (美濃以東)
仁徳	葛城部						1		
	蛭部		1	5	4	5		4	
	日下部	3		18	9			43	2
允恭	八田部								2
	刑部	3	1	31	22	1		35	79
	輕部		2		8				
安康	川部	1	2		2				
	藤原部					3		69	
	穴穂部							555	
雄略	川背舎人				2				
	白髪部		5		15			4	2
	長谷部				2			6	1
仁賢	(丈部)			20	3	5		31	25
	石上部				4			2	10
	(石部)			1	8		1	6	34
武烈	小長谷部					1		6	3
	勾部								1
安宣	檜隈舎人				2			4	1
	檜隈部								
欽明	金刺舎人							2	2
	他田舎人								
敏達	他田日奉部等				1	2	1	13	19

A群は、畿内以西にもかなり分布し、東は東海道
に終っている。その北限はほぼ常陸であるとして
よい。刑部のみは東山道にも分布するが、79人の
うち、78人は美濃に集中し、上野、下野にはま
ったく分布しない。これにたいしB群は、畿内以西

にはほとんどなく、東海、東山道に多い。とくに
東山道にも万遍なく侵透しており、信濃、上野、
下野にかなりみとめられるのは興味ぶかい。朝廷
勢力の侵透度と関連あるのであろう。

つぎに、A群よりB群への展開を考えるうえに

注目すべき現象がある。それは、A群は、一地域への集中性がつよく、刑部、藤原部、穴穂部（孔王部）が、一郷をほとんど同姓で占めることで、孔王部は555人のすべてが下総国葛飾郡大嶋郷に、刑部は78人が御野国本質郡栗栖田里に、藤原部は64人が下総国倉麻郡意布郷に存在し、他のものも遺存の偶然性を考えれば、B群にくらべてはるかに大きい数字を示すのである。

これにたいしB群は、分散性が特徴であり、総体としての数字もきわめて少ない。表Ⅰをみれば上記のことは明白であろう。

これらの事実は、A群の設定された5世紀の段階においては、国造の治下の共同体をそのまま子代に編入し、国造や族長を共同体から切りはなさず、かれらを通じて租税を徴収する、いわば間接支配にとどまっていたのに、B群の設定された6世紀においては、族長の共同体を戸に分割支配するあたらしい支配方式が可能となり、いわば名代は封戸的、養戸的な性格をもつにいたったのではないかということを示す。この5世紀末の変化を示す一史料として、雄略紀に

是月、置史戸、河上舍人部

とある記事をあげたい。この記事は、天皇が史部身狭村主背、檜隈民使博徳を愛寵したとある文につづくもので、まず第一に、ここにいう「史部」とは文筆に従う二人のトモをさすのに、「史戸」と書きわけたのは、あきらかに部民のことで、史部の生活の資として設けられたものをさしている。(11) これとならぶ、「河上舍人部」も、おなじくトモである舍人の資養のため設けられた部民をさすと解するほかないであろう。第二に、「史戸」の「戸」をべとよませているのは、このべが一般の「部」とことなると、戸別に設けられたことを示すのであろう。さいきん、岸俊男氏が、(12) 「某戸」という氏の名が、河内の埴化氏族に集中するのは、おそくとも6世紀に、「部」の共同体的な支配とは異なる、編戸制を実施し、「戸」を単位に部民をとらえる制度が生れたためではないかとされたことが省みられる。5世紀末に、共同体から戸別への支配の変化を考えることは、けっして無理ではない。とすれば、この「史戸」とな

らぶ「河上舍人部」も、戸別支配を前提とすることになるであろう。

ここに、A群とB群のあいだには、かなり画期的な発展があったこと、それが子代より名代への発展につらなことが知られるとおもう。この時期は、ここでも雄略朝=5世紀末となる。

- (1) 統紀景雲3年3月、陸奥国牡鹿郡人とある。
- (2) 三代実録貞観9年4月、節婦として位二階を叙せられ、戸内役を免され、門閭を表された。
- (3) 舊紀安閑元年4月条
- (4) 統紀、神護2年9月、摂津国武庫郡大領日下部宿祢浄方。寧楽遺文下、647頁、宝字5年3月、摂津国東生郡擬少領日下部忌寸主守。大日本古文書5702頁、景雲3年9月、摂津国東生郡副擬少領日下部忌寸諸前。
- (5) 姓氏録では、仁徳皇子瑞齒別尊の生誕にともなう「湯沐」としての丹比部は、右京神別下の丹比宿祢のもとに記されるが、「御膳部」や「鞆負」としての多治比部は、河内神別禰多治比宿祢のもとに記されている。しかも、前者は火明命3世孫にかけて古く、後者は火明命11世孫にかけて新しいものと理解しているのが特徴である。
- (6) 姓氏録大和神別蝦王部首は、火明命孫天五百原命の後、右京神別下丹比宿祢も、火明命3世孫天忍男命の後、河内神別禰多治比宿祢も、火明命11世孫殿諸足尼命の後、丹比連も、火明命の後、和泉神別丹比連も、火明命男天香山命の後とある。このうち、前半の大和と右京のタヂヒ部が(5)でふれたように「湯坐」「壬生」と、その伝承をもち、河内、和泉のタヂヒ部は「膳部」「鞆負」などにつらなるのではないかとおもわれる。
- (7) 姓氏録摂津神別蝦部は、火明命11世孫蝦王部犬手の後とあり、和泉皇別丹比部は、豊城入彦命の後とある。
- (8) この分布は、『日本古代人名辞典』を参照。
- (9) 大日本古文書15131頁 宝字5年頃、丹比初負嶋万呂は上総少日とあり、寧楽遺文上215頁 天平6年、丹比新家連石麻呂は尾張国史生とある。
- (10) 姓氏録右京神別上 若桜部造条
- (11) この点はすでに関見『埴化人』30~31頁にもふられてある。
- (12) 岸俊男「日本における戸の源流」(『日本歴史』197)

(5) 屯倉と子代・名代

5世紀末以後、B群の「名代」が設定されたのと併行して、おもに后妃のために設けられたという「屯倉」がある。この時期にのみ、后妃の屯倉の記事がなぜ集中するのかわからないが、それが天皇の名代に准ぜられた扱いをうけたところに特徴がある。

継体紀には、そのころ太子妃であった春日山田皇女のために、匝布屯倉を賜い、

表妃名於万代

とあり、この皇女が安閑皇后となると、安閑紀には、

皇后雖体同天子 而内外之名殊隔 亦可以宛
屯倉之地 式樹椒庭 後代遺迹

とみる。要するに、後宮にある后妃のために、とくに屯倉の地をあて、その名を後代にのこすという意味であり、天皇の名代設定に対応することが意識されているのである。

ところで、それについて天皇がふたたび大伴金村に勅して、

朕納四妻 至今無嗣 万歳之後 朕名絶矣

とのべ、金村はこれに答え、わが天皇は、継嗣のあるなしにかかわらず、物によって名をなす習わしがあるとして、皇后、次妃のために、

建立屯倉之地 使留後代 令顯前迹

ことをはかり、妃サデヒメに、「小墾田 屯倉」と「毎国田部」を、妃カガアリヒメに、「桜井屯倉」と「毎国田部」を、妃ヤカヒメに、「難波屯倉」と「毎郡鑿丁」を設定したという。ここでは、天皇の名をのこすために、后妃に「屯倉之地」をあてたというのである。

また、播磨風土記に、安閑天皇の代、同国揖保郡越部里に「三宅」をつくり、「皇子代村」とよび、籠人の但馬君小津に、「皇子代君」を賜わったとあるので、地方の伝承のなかにも、書紀の安閑天皇の屯倉設定は痕跡をとどめているわけで、この越部三宅が、安閑紀の播磨国越部屯倉にあたるのであろう。この屯倉がだれの「子代」かあきらかでないが、屯倉を子代とよんだ例が、このほか大化2年の「子代屯倉」などにみとめられるの

で、屯倉の田部が子代、または名代と同一視されたのではないかとする見方が生れた。とくに、播磨の「三宅」については、「皇子代君」が伴造として、子代をひきい、三宅を耕作したと解釈され、ここから子代から租を徴するために、ミヤケがたてられたとか、田部が自営農民化して、子代のような部に成長したのではないかというように、屯倉の民の皇室私民化したものが子代であるという説があらわれたのである。岸氏が、⁽¹⁾ 名代、子代の類には、その租を収納する屯倉がかならず設けられていたと考えられ、井上氏⁽²⁾ が、名代、子代が設けられたのち、倉を主体とする屯倉型ミヤケが設定され、また領内に直営田がつくられるようになると、皇室領は倉を主体として某屯倉とよばれ、部を主体として、某部とよぶようになったとされたのは、このような屯倉（または田部）と、名・子代の同一化を主張する代表的な学説であるといえるだろう。

関氏⁽³⁾ が、子代を田部とされたのも、このような背景があつたことなのであるが、関説は、それらともまた異って、安閑紀の竹村、小墾田、桜井、難波などの屯倉は、そのなかに田部をふくまず、「毎国田部」とあるように、屯倉の外にある他の地方豪族の領民の一部を、そのまま田部に指定し、そこから徭役労働を提供させたものとされ、このような屯倉から独立した人民集団を「子代」と考えられたのである。また「田部」は、后妃など皇族個人にあてられ、その生活の資を供給したという点でも、宮廷に所属した「名代」とはちがう。「子代」とせねばならぬとされるのである。

私説では、子代を田部と解していないことはあきらかであるが、田部と解しえない理由をのべると、書紀の記事のなかで、一貫して問題となっているのは、田部ではなくて、屯倉の土地であるということである。たとえば、春日皇后の名を万代に伝えようとしたのは、「匝布屯倉」、または「屯倉之地」そのものであり、4人の后妃の名を後代にとどめて、前迹をあらわそうとしたのも、「屯倉之地」によってであり、そのための「良田」をえらんだのである。書紀集解は、⁽⁴⁾ その

屯倉の名を一々土地名に比定している。このうち難波屯倉のばあい、それを壊して子代離宮をたてたとあって、直接には「倉屋」をさしているらしい。このように、后妃の名を後代にのこそうとしたのは、金村の奏言どおり、「須因物為名」もので、「物によって」とは、ミヤケの「土地」や、「倉屋」をさしたもので、田部という「人」の集団ではない。要するに、継体紀の匝布屯倉にしても、安閑紀の難波屯倉、小墾田屯倉、桜井屯倉や、伊基屯倉にしても、すべて土地名であり、土地区分を示すものにはかならぬ。それをもっともよくあらわすのは、廬城部連の献上したという「春日部采女」と、「廬城部屯倉」であろう。前者はおそらく湯坐の民をさいて、春日皇后の采女部にあてたもので、「春日」という皇后の名を冠して、その領有関係を示した名代であるのに、後者は、安芸の「廬城」という地名であって、土地区分以外のものではない。両者は原理を異にするというべきであろう。すなわち、屯倉の設定においては、人的区分が問題となったのではなく、土地区分が対象となっているのである。

このような点で、弥永貞三氏が、⁽⁵⁾ 名代、子代の民と屯倉の一致する実例は皆無であるとし、「古代社会において、人間の所有、隷属と、土地所有とが、分離併存していた別個の範疇でとらえられていた」ことを指摘されたことに賛成せねばならない。しかもまず人的区分の方が優先したから、子代、名代の概念が先にある、これが土地区分たる屯倉にまで拡大使用されるにいたった。しかも、土地区分としての屯倉においては、田部はたえず副次的立場を占めたにすぎぬ。あくまでも屯倉の田部であり、独立の人的区分としては存在しなかった。だから、事実上、屯倉の設置に、名代の設定とおなじ意義をもとめるようになったとしても、そのたびに、屯倉の民である田部を子代・名代とよぶことはなかったとおもう。播磨の三宅も、「三宅」そのものを「皇子代里」とよんだので、土地名であり、耕作民たる田部を、子代と定めたわけではない。まして、いわば法律用語として用いられた大化の「子代」が「田部」をさすとは考ええないのではないか。

そこで、問題を、大化の子代、名代の語にうつしてみよう。関係ある史料は三つである。

- a. 大化元年9月、使をつかわして、人民の数を記録せしめたとき、
- 自古以降 每天皇 置標代民 垂名於後
臣連伴造国造村首 各置己民 恣情驅使
- とある箇所と、
- b. 大化2年正月、改新詔に、
- 昔在天皇時 所立子代之民 処々屯倉
臣連伴造国造村首 所有部曲之民 処々田庄
- を廃止するという条文と、
- c. 大化2年3月の皇太子奏の、
- 其群臣連及伴造国造所有 昔在天皇
日所置子代入部
皇子等所有御名入部
皇祖大兄御名入部
- } 及其屯田
- を廃止するという箇条がそれである。

まず、天皇が設定したという a. 「標代民」 b. 「子代之民」、c. 「子代入部」と、皇子らの所有する c. 「御名入部」は、いずれも臣連伴造らの領有する a. 「己民」、b. 「部曲之民」に対立する概念であり、子代はもともと臣連伴造らの所有を排除する存在であるとともに、人的区分という点では共通する存在であることを示す。つまり前者は、「屯倉」、「屯田」に、後者は、「田庄」に併立するという点で、土地区分を排除するのである。「子代」が「屯倉」の耕作民でありえないことは、「部曲」が「田庄」の耕作民でないことと同時にである。それらはたまたま重なりあうばあいがあっても、少なくとも同義語ではありえない。つぎに b. 「子代之民」は、c. 「子代入部」と用例上、同義語である。つまり「入部」とは、子代に特別の意味を加えたものではない。皇極紀に、「乳部、此云美父（みぶ）」とあるように、それはニフ、ミブで、壬生部であり、子代そのものの謂にはかならぬ。⁽⁶⁾ そして、それまた昔、天皇が（皇子のために）設けたもので、一方の大化の直前まで設定され、ひきつづき皇子の領有している御名入部とはちがひ、すでに多くは管理氏族である有力豪族の有に帰しており、いわば過去形に属する。これにたいし、a. 「標代民」は、天皇の代

毎に設けられたとあり、ひきつづき存在するらしく、c.「御名入部」も、少なくとも6世紀以後、皇子のために設けられ、現に領有されており、いわば現在形に属する。だから前者のグループは5世紀の「子代」に、後者のグループは6世紀の「名代」に比定できるはずであるが、後者のうち、「標代民」は「名代」をさすにしても、「御名入部」の方は、天皇の代毎に、その宮廷のもとに設定された「名代」（舎人部、靱負部など）とはあきらかにちがう。それは皇子の私有するもので、皇子名を付した「壬生部」の意である。したがって、この種の部は、天皇名を付した「名代」に准じて、6世紀以後設けられたものとせねばなるまい。そして6世紀末には、これら皇子のうちで、大兄（太子）にたいし、普通名詞でよばれる「壬生部」が新設されたのであるから、ここに一般の皇子と区別される太子の公的な地位が確立されたことになるであろう。

しかも、上記の a, b, c のうち、その廃止がめざされたのは b, c である。それは過去形の「子代」と、現在形の「御名入部」で、ともに皇子の領有する、または私有していたものであり、つぎにのべる中大兄皇子が、みずからの「入部」を返納したのもそのためである。これにたいし、天皇や宮廷に属する「名代」は廃止の対象となっていない。それは、a.「標代民」が、現在形であっても、廃止を記されていないことと関係があり、おそらくこの「標代民」は名代をさすとおもわれるが、名代は内廷のトモの諸費用をまかなうべであり、すでに公民に近い存在であるから、b. の改新詔でも、名代の解放にふれないのは当然である。

これはあたかも、豪族の私有する部曲（民部）が廃止されながら、宮廷に属する品部は、そのまま令制の品部・雑戸として存続したこととひとしい。ここに、大化改新の性格があらわれているのではあるまいか。

さて、c. の皇太子奏の結果として、「入部」は廃止されるが、そのとき「入部及所封民」から仕丁をえらびあてることのみは認めた。この入部は皇子の「壬生部」であるから、そのままつぎの「所封民」へつづくのであって、皇極元年、蘇我大臣が、「上宮乳部之民」を役使することを、また「封民」を役すると表現していることが一つの例

証となる。おそらく、当時、「乳部」より「封戸」への転化が行われつつあり、旧と新しい意味で、この二つを併記したのであろう。これはすでに坂本太郎氏の説かれたところである。(7) 改新詔にも、「食封」の規定があり、また「仕丁」の点定もすでに条文となっていた。「封戸」から「仕丁」と、その「資養物」を徴する制度は当時から確立されたとおもわれる。「田部」が「封戸」に転化し、または「田部」から「仕丁」を徴するといった習慣はなかったとおもう。山背大兄王は、「深草屯倉」におもむき、そこから馬にのって、東国にいたり、「乳部」をもとに軍隊を徴するようもとめられたが、これも屯倉ではなく、乳部から兵士をあつめようとしたのであり、大化2年、東国々司にたいする処断にさいしても、「田部之馬」と「湯部之馬」はかきわけられていた。

中大兄が、先の c の奏文によって、みずからの「入部五百廿四口」と、「屯倉一百八十一所」を返納したが、この二つにも相関々係があったとは思えない。この入部は、皇子の「御名入部」か、皇太子の「壬生部」かであろうが、関氏もふれておられるように、この壬生部がもし田部ならば、入部 524 口と屯倉 181 所の数字ははなはだつり合わぬであろう。1 屯倉あたり、わずかに 3 口程度となる。これを 524 戸の誤まりとする説もあるが賛成できないし、もしそうとしても、なお少なすぎる。これは入部（壬生部）＝封戸と、屯倉＝田地で、互いに併存すべき存在とみねばならない。封戸の税制の主体は、調庸と仕丁で、屯倉の租と税ではない。あたかも、a において、臣連伴造らが、「己民」、「部曲之民」を設定して、それから「調賦」を収め、それを朝廷に分進し、また宮殿、園陵の「修造」に、民をひきいてしたがったとあって、いわゆるミツギとエタチがその税制の主体をなしていたのに、これにつぐ記事として、山海林野を割いて、「己財」とし、水陸を分って「私地」とすると記したのは、両者の所有関係をはっきり区別した証左であろう。大化の子代、名代の用語に関する検討は以上でおわったとおもう。

(1) 岸俊男「先掲論文」

(2) 井上光貞「先掲論文」、井上氏の説は「部民の研究」と『大化改新』としては、多少見解の進展が

みられる。前者では、屯倉の田部と、名代、子代とは、もともと異なる範疇であるが、田部が自営農化して、子代、名代とおなじ範疇に上昇したと解された。

- (3) 関見「先掲論文」
- (4) 書紀集解第11本 安閑天皇紀に、小墾田屯倉を「大和志曰、高市郡古蹟小墾田宮在豊浦村」、桜井屯倉を「類聚鈔曰、河内国河内郡桜井」、茅渟山屯倉を「和泉国旧名註干神武天皇戊午年紀茅渟山城水門下」、難波屯倉を「摂津国西成郡」と註する。また虻城郡屯倉を「伊勢国志郡」とする。
- (5) 弥永貞三「大化以前の大土地所有」(『日本經濟史大系』1古代所収)
- (6) 大化の皇太子奏以下の記事のよみ方は、坂本太郎『大化改新の研究』第2編第1章125~127頁および第3章395~401頁に、妥当な説がみられる。本論では「入部」についてのみ、それと別な解釈をとっている。「入部」の語義について、本居宣長、飯田武郷、栗田寛、津田左右吉ら諸氏の見解があり、また上記の諸論文もそれぞれの主張もっている。そこに、あらゆるケースがつくされているとおもわれるが、分類すれば、接頭語のごときもので、ものを荘重にいうための辞句であるとする説、皇子の御名を人民に入れてよぶ意であるとする説、租税を徴収する意であるとする説、特定のものに入れる、すなわち生活の資として皇族やトモに充てる意であるとする説などがある。しかし、栗田寛『氏族考』58頁に、入部は乳部、壬生と同音同意で、ミフ、ニフであるとする説がもっとも妥当であるとおもう。松岡静雄『日本古語大辞典』も、ミ、ニは通音で、ミフベの音便がニフベであり、ニフ(丹生、乳、入、壬生)部となり、御名代のミフベが御名入部であるとする。少なくとも、子代入部は子代之民と同一物であると解する点は、坂本説とかわりない。
- (7) この「入部及所封民」の解釈もいろいろあるが、坂本説がもっとも簡明であり、妥当であるとおもう。すなわち「旧の入部および新しく定められた食封の何れよりも仕丁を選び出すことを定めたものと解すればよく」、また「皇太子の旧部民および新封民」ともされている。

(6) 展 望

これまでの子代と名代についての諸説は、要するに両者のあいだの区分は本質的なものでなく、

事実上、混淆されていたとするのが一般で、屯倉についても、むしろ子代、名代との同質化現象が指摘されてきた。しかし、さいきん関見氏は、子代と名代の区分について、大胆かつ詳細な自説を発表され、弥永貞三氏は、名・子代と屯倉について、これまた慎重な論断を下された。

筆者はいわばそのあとをうけて、平生からいっている子代、名代の区分および両者のあいだの発展関係をのべ、あわせて屯倉との関係についてもふれてみようとした。そしてこれらの問題を、たんにそれだけ切りはなして論ずるのでなく、私説でとくに注目している5世紀末ごろの、大和國家の政治体制に生ずる質的な変化という線上にのせて、あきらかにしようとした。したがって、すでに発表した古代の「氏」や、伴造・品部制についての論文と、子代・名代についての本論とは、ふかいかかわりをもつが、これまでは、子代、名代について、むしろこのような全般との構造聯繫が軽視されるか、一向にあきらかにされないうらみがあったのではないかとおもう。本論で筆者は、大化前代の歴史の基底には、子代から名代への発展があったとし、それを后妃、皇子の私有民から宮廷の管理する部民へ、湯沐・壬生之民からトモの資養にあてられる部民へ、またカキよりべ、共同体的支配から戸別支配への発展と関係づけて捉えようとした。それはまた、名代が領有主体の名を付してよぶものであるかぎり、豪族の領有民を某部とよぶばあいと共通性があり、ともに「氏」の名の発生を前提とせねばならず、このような「氏」の体制の発生する時期を考慮にいれると、私説ではそのような発展を5世紀後半以後と規定したのである。

いずれにしても、記紀自体が、すでに子代と名代を混淆しており、それが学説の一定しない最大の原因なのであるから、記紀を史料として、名・子代の当初の姿を復原することは容易ではない。細部の論証には、もちろん不足や手落ちもあろうかとおもわれるが、大筋をこのようにとらえるのが妥当ではないかということを示したにすぎない。このようにみれば、子代、名代の区分ということは、古代史の発展過程をさぐる一つの有力なカギであるといいうるのであろう。